

平成30年度 「田辺市子ども・子育て支援事業計画」個別事業実施目標

# 1 子育て家庭を地域のみんで応援するまち

## 1-1 地域の子育てサービスの充実

	事業名	事業内容	実施目標
1	子育て相談事業 (地域子育て支援センター)	電話、来所、訪問による子育ての悩みの相談に応じます。	関係機関と連携し、子育て相談窓口の周知をする。
2	親子(家庭)保育フレンズ (地域子育て支援センター)	月3回(午前9～12時の間)もとまち保育所内で、生活や発達の面で関わりが必要であると考えられる子どもたちや子育てに不安を持っている親を含め遊びの場を提供しています。	対象の親子に応じて途中対応をしていく。年間30回を目標とする。
3	子育てサークル育成・支援事業 (地域子育て支援センター)	保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動を支援しています。また、サークルからの要望により保育活動を実施します。	○保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動の支援。 ○月1回、各サークル保育活動の支援。 ○リーダーの自主運営の支援。 ○サークルの活動をさらに周知する。
4	青空広場事業 (地域子育て支援センター)	扇ヶ浜公園で4月～11月の間、毎週、紙芝居やふれあい遊び、季節にちなんだうたやシアターを取り入れたり、親子で作って楽しむおもちゃ作りなどをして交流を広げています。 冬(12月～3月)は、「冬青空」として室内で実施しています。 午前10時から1時間程度で自由参加です。	○4月から11月までの毎週金曜日に実施。 ○12月～3月までは冬青空を各2回ずつ実施。
5	あいあい広場 (地域子育て支援センター)	市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を実施します。	年間10回程度開催。
6	つどいの広場事業 (地域子育て支援センター)	保護者と子どもが気軽に集える場の提供をします。	○つどいの広場(月6回実施) ○0.1歳のつどいのおへや(月2回実施) ○つどいの研修、憩いの時間などを別日程で実施する。
7	児童館活動 (芳養児童センター) (末広児童館) (天神児童館)	児童館における各種の活動を推進し、子どもの居場所づくりに努めます。	【芳養児童センター】 各種教室・事業(チャレンジ教室等)・子育て支援等を積極的にアピールし、全体参加人数の目標数値年間8,000人とする。  【末広児童館】 文化事業、スポーツの各種教室など、子ども達が楽しく参加できる児童館活動に取り組んでいくこととする。また、学校をはじめとする関係機関との連携も深めていく。  【天神児童館】 児童館では、保育所、認定こども園、小学校、中学校との連携はもちろん、各機関との連携もこれまで以上に深め、「どの子ども安心して過ごせる居場所」としての児童館でありたいと考え、取り組みを進めていきたいと考えている。
8	児童館指導員の育成 (末広児童館)	専門的知識を持った指導員の育成を行います。	○和歌山県児童館連絡協議会主催の児童厚生員の研修会への参加。 ○大学インターンシップの受入。 ○なんぶフェスティバルにおける高校生サポーターの募集。
9	子どもサポートネットみらい (末広児童館)	田辺第二小学校・東陽中学校区の地域の大人が、子どものための行動を起こすことを目的として子育ての集い等の取り組みを図っています。	○委員総会・委員会の開催。 ○なんぶフェスティバルの参加。 ○第13回 子どもみらい子育ての集いの開催。 ○親子体験バスツアーの開催。

	事業名	事業内容	実施目標
10	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て推進課)	子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、会員間の子育て相互支援活動をサポートしています。保育所終了後の一時預かりや習い事への送迎などに利用されています。	会員数の増加を目指す。
11	放課後児童健全育成事業 (子育て推進課)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	○平成30年9月、中辺路学童保育所を開所する。 ○三栖学童施設整備を完了する。 ○民間事業所を活用する補助金制度等を検討する。
12	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業(ショートステイ)) (子育て推進課)	保護者が疾病等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において養育・保護をすることにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。	利用が必要な方の利用ができるように周知を図る。
13	子育て短期支援事業 (夜間養護等事業(トワイライトステイ)) (子育て推進課)	保護者が夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難になった場合に、施設において必要な保護を行いません。	利用が必要な方の利用ができるように周知を図る。
14	一時預かり事業 (学校教育課)	幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を実施します。	○私立幼稚園については、一部委託単価を引き上げる。 ○市立幼稚園については、実施日数・時間を拡大する。
15	放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもが安全・安心できる活動拠点を設け、地域の参画のもと、子どもに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。これらの取組を通じて、子どもの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。	各ふれあいスクールで ○放課後に子ども達の安全・安心な居場所を提供する。 ○地域の協力を得て子ども達の学習・体験・交流等の活動機会を提供する。 ○創造豊かな人間性を涵養する。 ○地域コミュニティを醸成する。
16	子どもの学習支援事業 (福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業。 生活困窮者や生活保護受給者の世帯の子どもを対象に、自立促進のための養育相談、学校以外での学習の場の提供を行い、必要な知識や教養を身につけることで、いわゆる「貧困の連鎖」を防止する事業を行います。 なお、児童福祉法による「児童」とは異なり、18歳以上の者でも高校等に通学していれば対象となります。	特に目標値は設定していない。
17	子どもの居場所づくり推進事業 (生涯学習課)	夏休み等の長期休業期間中にひとりで過ごさなければならない子どもを含む、主に地域内の小学校に通う児童(1年生から6年生)への学習支援や大人との交流を実施する。	児童の学習習慣の確立や、大人とのふれあいによるコミュニケーション力の向上を目指す。

1-2 要支援家庭などへのサポート

	事業名	事業内容	実施目標
18	ひとり親家庭等医療費助成事業 (保険課)	ひとり親家庭の親子とそれに準じる方の健康の保持及び増進を図るため、保険診療の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭等の健康の保持及び増進を図るとともに経済的な支援を行う。
19	一般不妊治療費助成事業 (健康増進課)	子どもの出産を望む夫婦の一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。 対象：夫婦いずれかが市に住民登録を して、かつ和歌山県内に1 年以上住民登録をしている方 で、各種医療保険の被保険者又は被扶養者 である方。 助成内容（H29年7月以降拡充） ：上限5万円/年（所得制限なし）	子どもの出産を望む夫婦の一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図る。 今後更に周知を図り助成件数の増加を図る。
20	特定不妊治療費助成事業 (健康増進課)	子どもの出産を望む夫婦に対し、治療費が高額である体外受精及び顕微授精による保険適用外の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。 対象：夫婦いずれかが市に住民登録し、和歌山県特定不妊治療費助成事業による助成金の交付決定を受けた方。 助成内容（H29年7月以降拡充） 1回目：上限5万円 2回目以降：治療費の2割を基本とし上限10万円	子どもの出産を望む夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図る。 今後更に周知を図り助成件数の増加を図る。
21	子ども医療費助成事業 (保険課)	子どもの健康の保持及び増進を図るため、就学前児童の通院・入院及び小中学生の入院に係る保険診療の自己負担分を助成します。 また、H29年10月から、小中学生の通院に係る保険診療を助成対象とし、自己負担分を助成します。	子どもの健康の保持及び増進を図るとともに経済的な支援を行う。
22	第二子以降に係る保育料助成事業 (子育て推進課)	児童が2人以上いる世帯を対象に、保育所等に入所する3人目以降の児童の保育料を免除します。 平成30年度から所得制限を設けて第二子の保育料を免除します。	少子化社会の中で2人以上の子を生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、またその世帯における就業と子育ての両立を支援する。
23	三子以上に係る育児支援助成事業 (子育て推進課)	小学校以下の子を3人以上養育している方で、未就学の子について、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業を利用した場合、1世帯あたり、15,000円を限度額として助成します。	制度の周知をさらに図る。
24	ひとり親家庭等育児支援助成事業 (子育て推進課)	ひとり親家庭でファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業を利用した場合、1世帯あたり、15,000円を限度額として助成します。	制度の周知をさらに図る。
25	家庭支援推進保育事業 (子育て推進課)	家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数受け入れている保育所に対し、保育士の配置を行います。	保育士の配置によってきめ細かな保育を行えるようにする。 また、家庭訪問を実施し、家庭支援も引き続き実施する。
26	障害児保育事業 (子育て推進課)	集団保育が可能な程度の障害のある子どもを保育所において保育を行います。	発達の支援につながる保育を目指す。 また、健常児が障害児を含め、周囲の児童にいたりや優しさを持って接することができるように保育する。
27	障害児サマースクール (障害福祉室)	(平成29年度で終了)	
28	障害児福祉サービスの充実 (障害福祉室)	必要な方が障害児通所支援費制度を利用しやすいように、支援体制の充実に努めます。	平成30年4月～平成31年3月 延利用件数： 給付額 ○児童発達支援 400件： 65,000千円 ○放課後デイサービス 2,300件： 177,000千円 ○保育所等訪問支援 60件： 1,200千円 ○障害児相談支援 500件： 10,000千円 ○居宅訪問型児童発達支援 1件： 200千円

	事業名	事業内容	実施目標
29	自立支援教育訓練給付金 (子育て推進課)	母子・父子家庭の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講する母子・父子家庭の母・父に対し、受講費用の60% (12,000円を超え、20万円以内) を支給します。	制度の周知をさらに図る。
30	高等職業訓練促進給付金等事業 (子育て推進課)	母子・父子家庭の母・父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、修業期間のうち3年を上限として、給付金の支給を行います。 対象となる資格は、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、製菓衛生師、調理師など。 非課税世帯の場合は、月額10万円、課税世帯の場合は、月額7万5000円の支給など。	制度の周知をさらに図る。
31	家庭児童相談室の相談体制の充実 (子育て推進課)	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて、家庭その他からの相談を受け体制の充実を図ります。	関係機関等との連携をさらに密接に行い、相談体制の充実を図る。
32	要保護児童対策地域協議会の設置 (子育て推進課)	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行い、また、児童虐待の防止の啓発にも取り組みます。	児童虐待に対する市民の認識を深め、児童虐待の予防、早期発見・対応促進に努める。
33	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て推進課)	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の児童が、高等学校卒業認定試験を受けるにあたり、そのために講座を受講終了した際、その費用の20%を助成し、修了後2年以内に合格した場合、さらに費用の40% (上限の総額15万円) を助成します。	制度の周知を図る。
34	福祉定住促進事業ひとり親家庭等育児支援助成事業 (やすらぎ対策課)	福祉定住促進事業の適用を受けて、本宮町に移住したひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを育てる環境づくりを推進するため、ひとり親家庭の児童がファミリー・サポート・センター事業を利用する際に要する費用の一部を助成します。 支給額は、月額22,000円で、支給期間は、36か月となっています。	制度の周知を図る。
35	第二子以降に係る保育料助成事業 (学校教育課)	少子化社会の中で2人以上の子を生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、またその世帯における就業と子育ての両立を支援するため、幼稚園に入所する2人目以降の児童の保育料を助成します。	同一世帯の兄弟から数えて3人目以降の幼稚園に就園している園児に対し、年間保育料支払額が実質無料となるよう助成する。 平成30年度から、低所得者世帯については、2人目から実質無料となるよう助成する。
36	児童手当 (市民課)	中学校修了までの児童の養育者を対象として児童手当(特例給付)を支給します。(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。 H24年6月から所得制限を適用し、所得制限により限度額を超えた場合は特例給付として支給しています。 児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円、3歳から小学校修了までが10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。 特例給付支給額は、児童一人当たり月額が一律5,000円です。	適正な支給に努める。
37	児童扶養手当 (市民課)	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。 所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。 対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額42,500円、一部支給42,490円～10,040円を支給します。 児童が二人以上の場合には加算があります。	適正な支給に努める。
38	出産育児一時金 (保険課)	国保の加入者が出産(妊娠85日以降の死産・流産の場合を含む。)したときは、世帯主に出産育児一時金として40万4千円を支給。なお、産科医療補償制度の対象となる出産である場合は1万6千円を加算して、42万円を支給します。	平成30年度当初予算は115件分の見込み。
39	特別支援学校就学奨励費補助金 (教育総務課)	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を補助します。	例年と同程度の対象者を見込んでいる。

	事業名	事業内容	実施目標
40	高等学校通学費等助成金 (教育総務課)	高等学校等修学のための通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。	例年と同程度の対象者を見込んでいる。
41	修学奨学金 (教育総務課)	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。	例年と同程度の対象者を見込んでいる。
42	小・中学校就学援助費等の支給 (学校教育課)	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。	○全ての保護者に案内プリントを配布するなど、制度の周知に努める。 ○事務を簡略化し、学校事務の負担軽減に努める。
43	スクールバス運行业務 (学校教育課)	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。	○龍神地区 龍神小路線、咲楽小路線、上山路小路線、龍神中龍神路線、同丹生ノ川路線、同下山路路線の6路線を運行する。 ○中辺路地区 大内川路線、同福定路線、同小松原路線、同高原路線、同西谷路線、同水上路線、近野小路線の7路線を運行する。 ○大塔地区 鮎川小向山路線、富里小路線、大塔中三川路線、同富里路線の4路線を運行する。 ○本宮地区 三里小路線、本宮小四村川・本宮路線、本宮中四村川路線、同請川路線、同三里2路線の6路線を運行する。
44	遠距離通学費補助金 (学校教育課)	小中学校へ通学する遠距離通学者に経費を補助します。 対象となる地域は、旧田辺市のうち学校統合により通学距離が長くなった地域や旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上(市立小中学校が対象)で、バス定期代の実費などです。	○中辺路小学校 バス利用区間 北郡・真砂～下芝 ○中辺路中学校 バス利用区間 北郡・真砂～中辺路行政局前

### 1-3 地域支援ネットワークの確立

	事業名	事業内容	実施目標
45	シルバー人材センターによる子育て支援事業 (やすらぎ対策課)	地域の高齢者が、子育てを必要とする家庭の手助けを行います。	龍神地区 保育所給食配送回収業務の実施。 引き続き実施できるように支援する。
46	高齢者との交流 (やすらぎ対策課)	老人クラブがイベントなど通じて小さな子どもと交流を行います。	単位老人クラブが行う交流イベント等を推進する。
47	地域保健福祉推進補助金交付事業 (福祉課)	地域における保健福祉活動の活性化を目的として、各種民間団体が保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助金を交付します。	適正な審査を行い補助金を交付することで、地域福祉の活性化に寄与する活動を支援し、市内における保健福祉の増進を図る。
48	市民活動の支援(市民活動センターの設置) (自治振興課)	市民活動センターを核として、市民活動の総合的な支援を行います。	登録団体数 160団体
49	みんなでまちづくり補助金の交付 (自治振興課)	公益目的の市民活動に対して補助を行います。	○施設整備補助(ハード事業) 3件:2,700千円 ○実施補助(ソフト事業) 9件:4,050千円 ○実施補助(ソフト事業・小額(審査方法:書類審査)) 5件:450千円
50	子どもクラブ育成事業 (生涯学習課)	地域ぐるみの教育活動や家庭教育の充実をはかり健全な子どもの育成を目指します。	○ソフトボール・キックベースボール大会 ○ドッジボール大会 ○親子野外映画教室 ○親子ハイキング ○子どもクラブ研修会 ○親子バスケットピンポン大会 ○駅伝大会

	事業名	事業内容	実施目標
51	子育てサークル育成・支援事業【再掲】 (地域子育て支援センター)	保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動を支援しています。また、サークルからの要望により保育活動を実施します。	○保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動の支援。 ○月1回、各サークル保育活動の支援。 ○リーダーの自主運営の支援。 ○サークルの活動をさらに周知する。
52	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 (子育て推進課)	子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、会員間の子育て相互支援活動をサポートしています。保育所終了後の一時預かりや習い事への送迎などに利用されています。	会員数の増加を目指す。

## 2 子育てと社会参加が両立したまち

### 2-1 保育サービス等の充実

	事業名	事業内容	実施目標
53	延長保育事業 (子育て推進課)	通常の保育時間の前後に保育時間を延長して保育を行います。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、仕事と育児の両立を支援する。
54	休日保育事業 (子育て推進課)	保育所が閉園する日曜、休日に保育を行います。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、仕事と育児の両立を支援する。
55	乳児保育事業 (子育て推進課)	生後6ヶ月以上の子どもを保育所で保育します。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、仕事と育児の両立を支援する。
56	病児保育事業 (子育て推進課)	病気の回復期に至らない場合で、集団保育が困難な児童の保育を行います。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、仕事と育児の両立を支援する。
57	障害児保育事業【再掲】 (子育て推進課)	集団保育が可能な程度の障害のある子どもを保育所において保育を行います。	発達の支援につながる保育を目指す。 また、健常児が障害児を含め、周囲の児童にいたりや優しさを持って接することができるように保育する。
58	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 (子育て推進課)	子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、会員間の子育て相互支援活動をサポートしています。保育所終了後の一時預かりや習い事への送迎などに利用されています。	会員数の増加を目指す。
59	放課後児童健全育成事業【再掲】 (子育て推進課)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	○平成30年9月、中辺路学童保育所を開所する。 ○三栖学童施設整備を完了する。 ○民間事業所を活用する補助金制度等を検討する。

## 2-2 両立支援の促進

	事業名	事業内容	実施目標
60	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) (商工振興課)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関における活動と連携・協力し、労働者や企業などの理解を促進するための啓発を行う。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
61	育児・介護休業法の普及 (商工振興課)	看護休暇制度導入育児両立支援奨励金の周知・活用など育児・介護休業法の普及に努めます。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
62	労働時間の短縮 (商工振興課)	労働時間の短縮、ジョブシェアリングなどの導入の普及に努めます。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
63	ファミリーフレンドリー企業 (商工振興課)	ファミリーフレンドリー企業の普及に努めます。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
64	職業能力の向上 (商工振興課)	各種の技術習得講座、研修会への参加を促進します。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
65	市内事業者への啓発活動 (商工振興課)	男女共同参画社会について、市内事業者への啓発活動を行います。	企業人権推進協議会において啓発するとともに、市広報紙・ホームページでの啓発を継続する。
66	パパママ教室 (健康増進課)	初めて親となる人を対象に子育ての方法や家族のあり方について学びます。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 30%以上の参加率の向上を図る。
67	マタニティスクール (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 参加率の向上を図る。

## 3 子育てを楽しむ環境が整ったまち

### 3-1 親を育てる環境づくり

	事業名	事業内容	実施目標
68	子育て支援情報の提供 (子育て推進課)	子育て世帯に対し、子育て支援制度に関する情報を提供します。	子育て支援事業の情報提供もれがないように、関係課との連絡を密接にする。
69	パパママ教室【再掲】 (健康増進課)	初めて親となる人を対象に子育ての方法や家族のあり方について学びます。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 30%以上の参加率の向上を図る。
70	マタニティスクール【再掲】 (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 参加率の向上を図る。
71	地域異年齢児交流事業 (子育て推進課)	地域に開かれた保育所として、親子が触れ合える子育て広場や保育所の園庭開放などを行います。	地域に開かれた保育所を目指して、引き続き実施する。



### 3-2 健やかな成長のための環境整備

	事業名	事業内容	実施目標
72	こどもエコクラブ事業 (環境課)	こどもエコクラブの登録を促進し、活動の支援を行います。	平成30年度は、1団体の新規登録を目標とする。
73	幼稚園の園庭開放 (学校教育課)	(預り保育の充実により平成29年度で終了)	
74	私立幼稚園への補助 (教育総務課)	健全な幼稚園経営のための補助金の交付を行います。	私立幼稚園(5園)に教育環境整備に係る運営費の補助金を交付。 225千円×5園
75	一時預かり事業【再掲】 (学校教育課)	幼稚園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり保育を実施します。	○ 私立幼稚園については、一部委託単価を引き上げる。 ○ 市立幼稚園については、実施日数・時間を拡大する。
76	私立幼稚園就園奨励費補助 (学校教育課)	私立幼稚園に就園している園児の保護者負担を軽減し、幼稚園への就園を促進するため、保護者の収入や世帯状況に応じて補助を行います。	低所得者世帯及びひとり親世帯等に対し、補助対象の拡大及び補助単価の引き上げを行う。
77	いじめ不登校などの相談体制の充実 (学校教育課)	いじめ、不登校をはじめ悩みを抱える子どもや保護者などの相談に応じ、学校復帰などの支援を行います。	校長会等を通じて相談体制の充実への指導を行うと共に、各種専門ダイヤル・相談メール等への相談内容に対応する。
78	児童生徒サポートチームの設置 (学校教育課)	子どもの関係機関が連携して情報を共有し、学校からの要請に応じて、それぞれが役割分担をして問題行動からの立ち直りや学校の生徒指導を支援するサポートチームを組織します。	問題行動発生時、関係機関の連携のもとケース会議等を立ち上げ、問題の早期解決を図る。
79	スポーツ活動の充実 (学校教育課)	各種スポーツを通じて子どもたちの健全育成に努めます。	○新体力テストを、全学校全学年で実施する。 ○小学校では、田辺・西牟婁水泳大会、陸上競技大会等の機会を捉え、大会に向けて練習に取り組むことで競技に対する興味関心を高め、技能向上を図る。 ○中学校では運動部活動を中心にスポーツ活動の充実を図る。 ○体育授業の充実のため、教委訪問等で指導助言する。
80	学校施設の整備、改善 (教育総務課)	老朽校舎の建替えや耐震対策など、学校施設の整備改善を順次進めていきます。	○大坊小学校建築事業 ○三里小学校建築事業 ○近野中学校増築事業 ○小中学校体育館非構造部材耐震対策事業
81	学校給食の実施 (給食管理室)	学校給食は、市内13か所の調理場において調理を行い、市立小学校26校、中学校14校、幼稚園4園及び秋津川保育所に通う児童・生徒たちに、衛生的で安全・安心な、かつ、栄養バランスのとれた学校給食を実施しています。 また、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、老朽化等に伴う学校給食施設・設備の改善に努めています。 食材については、安全性に配慮するとともに、食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解を深めるためにも地産地消を進め、地域の生産者と連携を図り、可能な限り地元食材の使用に努めています。	平成29年度においても、引き続き、衛生的で安全・安心かつ充実した学校給食の実施に努めるものとし、調理従事者に対し継続的に研修を行い、衛生管理基準の周知と理解を図ることとする。 施設については、龍神中学校調理室(自校式)の床修繕等の工事を行い、三里小学校調理室(自校式)については、校舎の移転新築に伴い調理室も新築することとする。 設備については、城山台学校給食センターにおいては計画的な修繕、三栖共同調理場の冷蔵庫及び龍神中学校調理室のシンク等の更新を行い、衛生管理の改善を図る。 また、できる限り地場産物の利用に努め、給食食材生産研究会及び納入業者との連携を図りながら、よりよい給食食材を調達できるよう努める。

	事業名	事業内容	実施目標
82	道徳教育の充実 (学校教育課)	各学校において、教育活動全般を通じて道徳教育を充実します。	○平成30年度田辺市学校教育指導の方針と留意点で、「『豊かな心』を育てる」で道徳教育の充実について年度当初に管理職に対して具体的に説明し、年間を通じた取組を行うよう働きかける。 ○各学校において、教育活動全体を通じて、道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度の道徳性を養うことを目標として道徳教育を推進する。 ○道徳の指導にあたっては、文部科学省発行の「私たちの道徳」、県教育委員会発行の読み物資料「心のとびら」「希望へのかけはし」を活用するとともに、小学校では田辺市で作成した副読本「ともに生きる」「南方熊楠」「植芝盛平」を活用する。
83	なかよし文庫 (図書館)	幼稚園・保育所に定期的に絵本を貸し出し、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境づくりに努めます。	市内幼稚園・保育所(園)への巡回貸出冊数、9,000冊。
84	わらべうたと絵本の時間 (図書館)	乳幼児と保護者の方が楽しく集えるわらべうたと絵本の時間を定期的に開催し、親子のふれあいと本に親しむ機会づくりに努めます。	毎月実施の「ひよこタイム」(0～2才児と保護者の方対象)及び年1回実施の「ひよこ・こぐまタイムスペシャル」(0～3才児と保護者の方対象)の参加者総数600人。
85	スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者の相談にあたっています。	スクールカウンセラーの専門性を生かし、不登校などの予防、早期発見へのアプローチに生かしていきたい。
86	文化芸術活動の推進 (学校教育課)	文化芸術活動を推進するための支援を行います。	○各教科・特別活動・総合的な学習の時間や学校行事等、学校の教育活動全体を通して文化芸術活動の推進、充実に努める。 ○各校で校内作品展(図工展)、校内音楽会や文化発表会・学校祭などの行事を年間計画に位置づけて取り組み、保護者・地域住民に公開する。 ○各校が、年間を通じて各作品募集に応募したり、発表会やコンクール等に参加したりするようにする。 ○県や国が実施している文化芸術分野の事業を紹介し、参加を呼びかける。
87	地域共育コミュニティ推進本部事業 (学社融合推進事業) (生涯学習課)	平成19年度から田辺市教育行政基本方針の柱のひとつとして「学社融合の推進」を位置づけ、地域全体で子供の健全育成と地域づくりを進めるため、学校、公民館、地域の連携体制の構築を図るなか、特色ある学社融合を推進しています。 平成23年度からは、地域共育コミュニティ推進本部事業として国・県の補助事業を活用し、さらなる学社融合の充実・発展を図るとともに、田辺市教育委員会独自でも学社融合研究指定を行い、学社融合事業を推進しています。	【共育コミュニティ推進本部事業実施地区】 ○稲成公民館・稲成小学校(H27～H29) ○上秋津公民館・上秋津幼稚園・上秋津小学校・上秋津中学校(H28～H30)  【市単独研究指定地域】 ○東陽中学校・東部公民館・南部公民館(H27～H29)
88	子ども電話相談 (学校教育課)	子どもに関する電話相談の受付を行います。	相談者が相談した内容について、適切な助言及び、必要に応じて関係機関への接続を行う。
89	特別支援教育支援員の配置 (学校教育課)	特別支援学級在籍の多動及び心臓疾患等配慮児童、生徒への対応を行います。 通常学級に在籍する発達障害児童生徒に対する学習支援・車イス介助等を行います。(幼稚園・小学校・中学校)	小学校(18校 31人) 中学校(1校 1人) 計 19校 32人
90	【新規】 ブックスタート (図書館)	赤ちゃんと保護者に、絵本を介してゆっくりと心触れ合うひと時を持ってもらうよう、乳児健診時(7ヶ月もしくは11ヶ月)に支援メッセージと絵本を1冊贈ります。	対象児童約500人
91	【新規】 木のぬくもりプレゼント (生涯学習課)	子どもの頃から身近に木のぬくもりを感じ、豊かな心を育む子育てに資するため、乳児健診時(7ヶ月もしくは11ヶ月)に地元産材を用いた木製玩具等を贈ります。	対象児童約500人

### 3-3 家庭教育への取り組み

	事業名	事業内容	実施目標
92	家庭教育のための公民館活動 (生涯学習課)	子育てサークル支援など、地域全体での子育て支援の環境づくりを行ないます。	各公民館において、読み聞かせ講座、生け花教室など子育てサークル利用時に、施設の貸し出しを引き続き行っていく。
93	家庭教育プログラムの整備・充実 (生涯学習課)	親として成長するためには発達段階に応じた学習の継続が欠かせません。すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行い、家庭教育の支援を図るため、田辺市内に在住の親子を対象にした家庭教育支援講座を開催します。	田辺市内に在住の親子を対象にした家庭教育支援講座を年5回実施する。
94	あいあい広場【再掲】 (地域子育て支援センター)	市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を実施します。	年間10回程度開催。
95	家庭教育支援事業 (生涯学習課)	(NO.93「家庭教育プログラムの整備・充実」へ統合。)	

## 4 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

### 4-1 健康の保持増進

	事業名	事業内容	実施目標
96	母子健康手帳の交付 (健康増進課)	妊娠の届出を受け、母子健康手帳を交付する機会を活用し、妊婦の健康状態、生活習慣、妊婦の抱える不安や悩みを把握する機会とし、早期からの支援開始に努めます。	健やかな子どもを産み育てるため、母子保健法に基づき、妊娠の届出をした妊婦を対象に母子健康手帳を交付する。
97	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業・妊婦歯科健康診査) (健康増進課)	【妊婦健康診査】 14回分22枚の妊婦健康診査受診票を交付し、医療機関及び助産所で妊婦健診を受けることで、妊婦の健康管理及び異常の早期発見、早期治療を図ります。 【妊婦歯科健康診査】 妊婦健康診査受診票交付時に併せて婦歯科健診受診券(1回・無料)を交付し、契約医療機関で妊婦歯科健診を受けることで、妊婦歯科健診の必要性を周知するとともに、出産前の母親の口腔内環境を整えることで母と子の健康の保持増進を図ります。	妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担を軽減することで、安心して妊娠・出産ができることを目的に、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査に係る費用助成を実施する。
98	パパママ教室【再掲】 (健康増進課)	初めて親となる人を対象に子育ての方法や家族のあり方について学びます。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 30%以上の参加率の向上を図る。
99	マタニティスクール【再掲】 (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	妊婦とその家族に対して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及と妊婦同士の交流の場として実施する。 参加率の向上を図る。
100	妊産婦訪問指導 (健康増進課)	【対象】 妊 婦：18歳未満の若年妊娠、35歳以上初妊婦、40歳以上経産婦、妊娠20週以上の届出等のハイリスク妊婦 産 婦：全員 【内容】 日常生活指導を行い、疾病の予防や早期発見、健康の保持増進を図ります。訪問の結果、支援が必要な場合、必要に応じ早期対応をとるようにしています。	妊産婦に対して、日常生活指導を行い疾病の予防や早期発見、健康の保持増進を図る。
101	未熟児訪問指導 (健康増進課)	出生時体重が2500g未満の乳児に対し、保健師、助産師が訪問し、日常生活上必要な指導を行ないます。	未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行う。(母子保健法第19条) 未熟児の出生を速やかに把握し、早期に適切な養育が行なわれるよう支援を行なうこととする。

	事業名	事業内容	実施目標
102	未熟児養育医療 (健康増進課)	養育医療の申請を受け、速やかに治療が行なわれるよう養育医療券を交付します。 また、養育者の負担軽減のため、自己負担分について、市が負担します。	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はそれに代えて養育医療に要する費用を支給する。
103	予防接種事業 (健康増進課)	【定期】 B型肝炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、四種混合(二種混合、不活化ポリオ)、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症 【定期外】 定期接種を逃した者、おたふくかぜワクチン、和歌山県風しんワクチン接種緊急助成事業	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目指す。 まん延防止のために90%以上の接種率を目指す。
104	乳幼児健康診査 (健康増進課)	○4か月児健診 ○7か月児健診 ○1歳6か月児健診 ○3歳児健診 医師・歯科医師による診察、保健師・管理栄養士による育児相談、事故予防啓発、栄養教育、う歯予防教育等を同時に実施します。	乳幼児の発育、発達の評価と疾病の早期発見、健康の保持増進を図る。 受診率の維持向上と、未受診者には電話、訪問、保育所・幼稚園での確認等全数把握に努める。
105	5歳児発達相談事業 (健康増進課)	5歳児アンケートによる発達の評価 課題のある児童及びその保護者を対象に、医師、臨床心理士、栄養士、保育士等による5歳児発達相談を年6回実施し、必要に応じ事後相談(年10回)、関係機関への紹介を行います。 事業実施前後に、評価のための関係者会議を2回開催。	発達障害の早期(適時)発見のため、3歳児健診後、集団生活を体験する5歳頃に発達の評価をし、医療療育を提供することで就学をスムーズに迎えられるよう支援をする。 就学後、学校等の状況を把握し、必要に応じ相談機関を紹介することで、学童期の二次的不適応の予防を図る。
106	う歯予防対策 (健康増進課)	1歳6か月児健診、3歳児健診で、歯科医師による歯科健診を実施。 1歳6か月児健診では、う歯予防教育を同時に実施します。 妊娠届出時に妊婦歯科健診受診票(1回・無料)を交付し、協力歯科医院で妊婦歯科健診を実施します。	う歯予防と早期発見のため、乳幼児歯科健診と健康教育を実施する。 妊婦歯科健診の必要性を周知するとともに、出産前の母親の口腔内環境を整え、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防を目的に実施する。
107	乳幼児育児相談 (健康増進課)	○11か月児相談 ○2歳児相談 保健師、管理栄養士による育児相談、事故予防啓発、栄養教育同時に実施し、乳幼児の発育、発達のチェックと育児に関する悩みや相談に応じ育児を支援します。	乳幼児の発育、発達の評価と疾病の早期発見、健康の保持増進を図るため、乳幼児健診、乳幼児相談を実施する。 また、未受診児に対して再通知や電話、訪問で勧奨する。
108	すくすく教室 (健康増進課)	赤ちゃんの発達や育児方法、病気などについての不安を解消し、よい親子関係を築くように支援します。	赤ちゃんの発達や育児方法、病気の知識やその対応等を学ぶことで、育児に関する不安を解消し、母子の健康の保持増進を図り、母親同士の交流の場として実施する。
109	ひまわり相談 (健康増進課)	○臨床心理士による新版K式、wis kIV等の発達検査を実施し、発達評価及び育児の相談助言を行います。 ○必要に応じ、医療機関への紹介、情報の共有、通園施設との情報交換を行います。 ○就学に向け、相談結果等引継ぎを行います。	疾病等の経過観察児童、発達に課題のある児童、育児不安を持っている保護者に対し、臨床心理士による助言・指導・相談を継続的に行い、必要に応じ関係機関を紹介することで、児童の発達支援を行う。
110	にこにこる～む (健康増進課) (子育て推進課) (地域子育て支援センター)	市民総合センターや中部公民館で午前10～11時までの間、保健師、保育所主任が担当して、1歳6か月児健診により、生活や発達の面で関わりが必要であると見られる子どもたちに遊び場を提供し、友達とのふれあいを通じて健やかな発達を促進します。 また、保護者へは交流の場を提供し、子育て支援を行います。	生活や発達の面で関わりが必要であるとみられる未就園児に遊びの機会を提供し、子ども同士のふれあいを通じて健やかな発達を促進する。 また、保護者へは交流の場を提供し、子育て支援を行う。

	事業名	事業内容	実施目標
111	母子栄養対策（栄養強化事業） （健康増進課）	【対象】 妊婦：申請の翌月から出産した月まで 産婦：出産の翌月から3か月間 乳児：出生後満4か月の月から9か月間 【内容】 栄養食品（ミルク、牛乳）を支給します。	母子保健法第14条の規定に基づき、栄養の摂取に関し必要と認められた妊産婦及び乳幼児に対して、栄養食品を支給することにより、母子の健康の保持増進を図る。
112	こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問指導） （健康増進課）	妊娠届出時に事業について周知し、同意を得ておきます。 出生後、同意を得た家庭には助産師会に委託して訪問し、同意を得られなかった家庭には保健師が訪問します。 訪問では、産婦及び乳児の健康状態の観察、日常生活指導を行います。 「エジンバラ産後うつ病質問票」「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて、産後うつ等の発見、不安の軽減を図ります。	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境等を把握し、育児方法等の助言や情報提供をすることで子育て支援を図る。（市保健師、田辺西牟婁助産師会に委託）
113	乳幼児訪問指導 （健康増進課）	【対象】 ○健診未受診児の内、状況が把握できない家庭 ○病気、障害、発達等で経過観察が必要な児童 ○養育環境に支援が必要な家庭 ○育児不安の強い母親等 【内容】 ○保健師が関係機関等との連携を図りながら家庭を訪問し、育児不安の解消や母子の健康管理上必要な保健指導、生活指導及び育児支援を行います。	健診未受診児、経過観察児、養育環境に支援が必要な家庭、育児不安の強い母親等を対象に保健師が関係機関等との連携を図りながら家庭を訪問し、育児不安の解消や母子の健康管理等の保健指導及び生活指導を行う。
114	養育支援訪問事業 （子育て推進課）	出産後、体調不良のために家事や育児をすることが困難で昼間、他に家事や育児を行う方がいない家庭にヘルパーを派遣し身の回りの世話や育児等の手伝いをを行います。 さらに、育児や家事に問題を抱える家庭についても支援しています。	制度の周知をさらに図る。
115	子育て相談総合窓口 （健康増進課）	妊娠中から出産後の健康に関する相談、乳幼児期から思春期に至るまで子育て全般にわたる相談窓口を設け、面接、電話による相談に応じます。 また、必要に応じて、医療機関、各種相談、サービス等の紹介を行います。	妊娠、出産、育児における悩みや不安に対して面接、電話による相談に応ることとする。
116	母子保健推進員による地区活動 （健康増進課）	地域において、妊娠、出産、育児における悩みや不安に対して相談に応じ、適切な情報提供、支援活動を実施します。 ○推進員数：82人 ○任期：2年 ○活動内容：妊産婦及び乳児訪問 保育・助言 健診補助 研修参加	母性及び乳幼児の健康の保持増進のため、地域に密着した育児支援活動を実施することにより、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。
117	ひきこもり相談窓口 （健康増進課）	平成13年3月からひきこもり相談窓口を開設しています。相談は、専用電話、ファックス及びメールで受け付けています。相談ではひきこもりとなった背景を見極め、適切な関係機関への紹介や継続支援を行っていきます。 家族や本人への相談の中で、徐々に就労や進学を含めた社会参加に向けて活動するための心理的サポートを継続します。	ひきこもり状態にある青少年及びその家族からの相談を受け、その対応について検討しながら必要に応じて適切な関係機関を紹介することで、社会参加を促す。
118	ひきこもり検討委員会 （健康増進課）	ひきこもりの問題に対して関係機関が相互に連携して取り組みます。 ○委員数：32人 ○委員会：2回、小委員会 10回 ○活動内容：講演会、中学校での啓発	田辺市ひきこもり検討委員会は、思春期・青年期にある者にみられる「ひきこもり」の問題について、関係機関が相互に連携して取り組んでいくことを目的として設置している。

	事業名	事業内容	実施目標
119	食育の推進 (学校教育課)	学校、幼稚園、保育所の給食を通じて、食と健康との関係や栄養管理に関する能力の育成を行います。 また、栄養教諭や栄養士、教員等による食育の授業を実施します。	○食育月間には、各学校・園において子どもたちへの食への関心を高める取組を実施する。 ○栄養教諭や栄養士を中核とした食育推進に取り組む。 ○学校給食を教材とした食育を実施する。
120	性教育 (学校教育課)	小中学校の授業で性についての学習を実施します。	○市内全小学校で、年間指導計画に基づいて指導する。 ○「田辺市立小中学校性教育指導指針」を基に、各学校間で取組状況に大きな差が出ないように指導する。 また、発達段階に応じた指導内容になるように注意する。
121	エイズ教育 (学校教育課)	小中学校の授業でエイズについての学習を実施します。	小学校では保健科、中学校では保健体育科の授業でエイズについて学習する。
122	喫煙防止教育 (学校教育課)	小中学校の授業でたばこの害と人に及ぼす影響について指導します。	○小学校の保健、中学校の保健体育科で、たばこの害と周りの人に及ぼす影響について指導する。 ○市内の全小・中学校及び幼稚園において学校敷地内禁煙を完全実施し、子どもたちに煙のない環境を提供する。 ○青少年センターが実施する「喫煙防止教室」等、出前授業の活用を呼びかける。
123	薬物乱用防止教育 (学校教育課)	小中学校の授業で薬物の害とその乱用防止について指導します。	○小学校の保健、中学校の保健体育科で、薬物の害とその乱用防止について指導する。 ○警察官や青少年センター職員等の外部講師を招いて実施する「薬物乱用防止教室」等の出前授業の活用を呼びかける。 ○外部講師等を招聘できない学校では、養護教諭や生徒指導担当者が校内での薬物乱用防止教室を実施する。
124	母子健康包括支援センター (健康増進課)	妊娠期から子育て期(就学前)にわたり、保健師、助産師が専門的な見地から相談事業を実施し、児童虐待の予防や早期発見に資するように育児支援を行います。	専門性を活かした虐待の予防のための育児支援、虐待の早期発見とともに、妊娠期から子育て期(就学前)にわたる切れ目ない支援体制の構築を目指す。
125	産後ケア (健康増進課)	心身の不調や育児支援不足等がある出産後4ヶ月未満の母子が、産婦人科又は助産所において、宿泊して育児支援を得る「宿泊型」の産後ケア事業と、日中の一定時間の育児支援を得る「デイサービス型」の産後ケア事業を行います。 ・産後ケア宿泊型：自己負担5,000円/日 助成額20,000円/日 利用上限7日 ・産後ケアデイサービス型： 自己負担800円/回 助成額7,200円/回 利用上限14回	対象者への周知を関係機関を通じて行い、必要な方が利用できるようにすることで、不安定な産後を乗り切れるよう支援する。
126	【新規】 産前・産後サポート (健康増進課)	アウトリーチ型の電話相談として、助産師を毎週1回雇用し、妊産婦を対象として相談に対応するほか、妊娠後期の妊婦全員に電話連絡を行い状況把握に努めます。 また、デイサービス型の集団型として、生後2～6ヶ月の第一子の赤ちゃんを母親を対象に、仲間づくりを行うことを目的とした「親子の絆づくりプログラム」赤ちゃんがきた！」(BPプログラム)を実施します。	妊娠期から出産後の育児不安や悩みを傾聴し、寄り添う支援を行う。 あわせて、地域での母親の仲間づくりを行うことで、育児の不安や生活上での困りごとを軽減し、安心して育児ができるようにする。
127	【新規】 産婦健康診査(産婦健康診査費助成事業) (健康増進課)	産後2～4週の産婦に対し、母体の身体的機能や精神状態を把握するための産婦健康診査を実施することにより、産後うつを早期発見及び対応を行います。 ・委託料の限度額5,000円(1回のみ) ・エジンバラ問診票等により、産後うつの危険性がある場合は、実施医療機関より市へ早期に情報提供をお願いしており、助産師や保健師の訪問等の支援につなげます。	関係機関と連携をとり、情報を訪問支援に活かすことで、産後うつの早期発見と早期対応に取り組む不安定な産後を乗り切れるよう支援をする。

## 4-2 児童の権利擁護

	事業名	事業内容	実施目標
128	子どもの人権啓発 (人権推進課)	講演会等の開催により、子どもの人権の啓発に取り組みます。	○平成30年12月に本宮行政局において「第55回本宮人権お話し会」を開催予定。 内容 第1部 小・中学生による人権作文発表会 第2部 人権講演「未定」 講師 「未定」 発表された作文は、後日に作文集として製本し、本宮管内の各戸に配布を行う予定。 ○平成31年3月3日(日)に紀南文化会館大ホールにおいて「たなべ人権フェスティバル」を開催する。 内容 第1部 歌のおねえさんとみんなの輪 第2部 ミュージカル「そんごくう」
129	教育相談 (学校教育課)	不登校やいじめその他子育て等、様々な悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談(電話・来談)に応じます。	田辺市教育研究所での教育相談機能を強化し、相談を受けた後、学校との連携をより密にしていく。
130	適応指導教室 (学校教育課)	適応指導を行ない、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。	田辺市適応指導教室での活動を充実し、さらに学校との連携強化を行う。
131	家庭児童相談室の相談体制の充実【再掲】 (子育て推進課)	家庭における子育ての悩みや問題、また子ども達が安全・安心で健やかに育つための環境づくりについて、家庭その他からの相談を受ける体制の充実を図ります。	関係機関等との連携をさらに密接に行い、相談体制の充実を図る。
132	要保護児童対策地域協議会の設置【再掲】 (子育て推進課)	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行い、また、児童虐待の防止の啓発にも取り組みます。	児童虐待に対する市民の認識を深め、児童虐待の予防、早期発見・対応促進に努める。

## 4-3 生活環境の整備・充実

	事業名	事業内容	実施目標
133	居住環境の改善 (建築課)	快適な居住環境を備えた住宅の供給を促進します。	居住環境の改善を実施する中で、特に旧市内の市営住宅の老朽化が進み、予算面から要望に対応するには難しい状況にあるが、田辺市営住宅長寿命化計画により、ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減につなげていくため、点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指す。
134	市営住宅募集における優遇制度 (建築課)	同居親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯に良好な居住環境の提供に努めます。	平成19年度から、市営住宅募集において、同居親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の方にも、抽選の当選率がよくなる優遇制度を設ける。 今年度も7月、11月、3月の定期募集において実施する。
135	道路環境の整備 (都市計画課)	安全で快適な道路整備を促進します。	外環状線(文里埋立地～コメリ交差点) 道路延長 L=575m 幅員 W=14.0m(うち自歩道片側3.5m一部片側) 護岸工事(県) 道路工事(市)休止中
136	有害環境の対策の強化 (学校教育課)	インターネットを始めとする有害環境の排除について関係機関と連携した取り組みを行います。	学校に対して情報モラル教育の推進を指導するとともに、県教育委員会と連携しネットパトロールを通して生徒への指導を学校に促す。
137	公園施設の整備 (管理課)	バリアフリーによる安全で快適な公園施設の整備、充実に努めます。	遊具等の修理・修繕を行い、安全な施設の維持管理に努める。

#### 4-4 子どもの安全の確保

	事業名	事業内容	実施目標
138	交通安全意識の高揚 (学校・幼稚園・保育所)	交通安全教室等の実施により交通安全教育の徹底に努めます。	警察と連携した交通安全教室を各学校において実施する。
139	自転車の安全な乗り方の指導 (自治振興課)	全校生徒に自転車のルールや安全な乗り方について指導していきます。	○市内小中学校の全校生徒に対し安全に道路を通行するための意識や能力を高めることを目的とし、交通安全教室を開催する。(39校) ○交通指導員会田辺支部による無灯火指導を実施する。 ○田辺警察署・交通指導員会及び各種関係団体による自転車通学生等に対する街頭指導(自転車マナーアップ 年9回)を実施する。
140	たなべあんしんネットワーク活動支援事業 (福祉課)	たなべあんしんネットワーク活動の一環として、民生委員・児童委員、福祉委員などにより、登下校時の子どもの見守り声かけ活動を行います。	各地域において継続実施する。
141	安全対策の徹底 (学校教育課)	学校施設における安全管理の徹底と不審者侵入に対してのマニュアルを作成し、訓練を実施します。	小学校新入生全員に防犯ブザーを配布するとともに、不審者情報を市民に周知する。また、道路管理者、警察と連携し、通学路安全点検を実施する。
142	みんなで子どもを守る街づくり計画の実施 (学校教育課)	町内会や地域団体に呼びかけ、定期的に地域で子どもの通学を見守り、声かけをする運動を展開します。	毎月初めに『明るい笑顔街いっぱい運動』を実施し、セーフティガードを中心とする地域、保護者、教員で児童生徒の見守り活動を行う。
143	被害予防の情報提供 (学校教育課)	不審者等の情報の周知に努め、注意の喚起と被害の予防に努めます。	警察や青少年センターと連携しながら、「安心・安全メール」で不審者情報を市民に周知する。
144	きしゅう君の家 (学校教育課)	いつでも子どもが助けを求められるように、さらに指定を拡充します。	約1,200戸の登録による「きしゅう君の家」において、子どもをいつでも守ることができる体制を強化する。
145	子どもの事故予防 (健康増進課)	安全チェックリストの配布等、乳幼児の事故防止について感心を高め、事故防止教育を実施します。 また、事故発生の原因及び再発防止について調査検討します。 ○妊娠届出時にチャイルドシート着用啓発チラシを配布 ○マタニティスクール受講者にチャイルドシートの必要性について啓発 ○乳幼児健診・相談時に事故予防のための安全チェックリストを活用した指導 ○乳幼児健診・相談時に、事故で医療機関を受診したかを保護者から聞き取り調査	乳幼児の事故防止について関心を高め、事故防止教育を行う。
146	小学生・中学生への救命講習 (消防本部・警防課)	命の大切さや救命方法の重要性を幼少期から根付かせ、救命率の向上を図ります。	前年度実績の継続。
147	小学生への着衣泳指導 (消防本部・警防課)	水の事故から自分自身の生命を守る技術と知識を身につけるため、小学生を対象に着衣泳の普及啓発を行います。	前年度実績の継続。
148	幼年消防クラブの結成 (消防本部・予防課)	「正しい火の取扱いを教える」「消防の仕事に対する理解を深める」「防火思想の普及」を目的とし、田辺市内の保育園及び幼稚園から幼年消防クラブを結成します。	未結成の保育所(園)・幼稚園の中から、1クラブの結成を予定している。
149	学校メール連絡網システム (学校教育課)	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内などを短時間で確実に連絡するため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。	有効な運用ができるようにしたい。

\*備考 【再掲】事業 10事業(延べ13事業)